

医療人材部会の設置（看護部会の改組）について

令和 3 年 3 月 5 日

医療人材対策室

1 組織改編の目的

- 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）及び医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）の規定に基づき、医療提供体制の確保に関する重要事項を審議するため、医療審議会の設置が義務付けられている。また、秋田県医療審議会運営規程第 4 条の規定により、審議会の運営に必要な事項として、4 部会（医療計画部会、医療法人部会、看護部会*、医療安全部会）が設置されている。
- 看護部会は 7 名（委員 5 名及び専門委員 2 名）で構成され、これまで、秋田県看護職員需給推計（平成 30 年 3 月策定）や秋田県医療保健福祉計画の策定や見直し等を審議する会議の場とされていた。
- 病院や施設等において、看護職員のみならず、薬剤師や臨床検査技師などの様々な医療人材が不足する現状において、幅広く医療人材の育成や確保対策を議論し、計画の策定や県の施策事業に反映させるために、今回の委員改選に合わせ、看護部会を拡充・発展させ、医療人材部会に改組するものである。

※ 部会委員は 15 人以内とし、審議会委員及び専門委員の中から会長が指名する。

2 構成員（案）

- ・看護部会 計 7 名
 - 委員 5 名（JA あきた女性組織協議会、医師会、病院協会、看護協会、秋田大学医学部附属病院）
 - 専門委員 2 名（医師会、日本赤十字秋田看護大学）

↓

追加 委員 1 名（薬剤師会）＋専門委員 1 名（理学療法士会） 計 9 名

3 今年度の部会の開催予定

【日程】 令和 3 年 3 月末（医療審議会開催後に日程照会の予定）

【議題】

- ・秋田県医療保健福祉計画の見直しに係る看護職員需給推計見直しについて
- ・令和 3 年度以降の審議方針について
- ・その他

秋田県医療審議会運営規程 新旧対照表（案）

新	旧
<p>(部会)</p> <p>第4条 審議会に、次に掲げる部会を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 医療計画部会 二 医療法人部会 <u>三 医療人材部会</u> 四 医療安全部会 <p>2 前項に規定するもののほか、審議会には必要に応じその他の部会を置くことができる。</p> <p>3 部会の委員は、15人以内とし、会長が委員及び専門委員の中から指名する。</p> <p>4 部会長は、その部会に属する委員の互選により定める。</p> <p>5 部会の審議事項は、あらかじめ審議会で定めるものとする。</p> <p>6 部会の決議は、あらかじめ会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和3年3月 日から施行する。</u></p>	<p>(部会)</p> <p>第4条 審議会に、次に掲げる部会を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 医療計画部会 二 医療法人部会 <u>三 看護部会</u> 四 医療安全部会 <p>2 前項に規定するもののほか、審議会には必要に応じその他の部会を置くことができる。</p> <p>3 部会の委員は、15人以内とし、会長が委員及び専門委員の中から指名する。</p> <p>4 部会長は、その部会に属する委員の互選により定める。</p> <p>5 部会の審議事項は、あらかじめ審議会で定めるものとする。</p> <p>6 部会の決議は、あらかじめ会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。</p>

秋田県医療審議会運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、秋田県医療審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（会議）

第2条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

（議事録）

第3条 会長は、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録は、会長のほか、出席した委員のうちから会長が指名する2人の委員が署名押印しなければならない。

（部会）

第4条 審議会に、次に掲げる部会を置く。

- 一 医療計画部会
- 二 医療法人部会
- 三 医療人材部会
- 四 医療安全部会

2 前項に規定するもののほか、審議会には必要に応じその他の部会を置くことができる。

3 部会の委員は、15人以内とし、会長が委員及び専門委員の中から指名する。

4 部会長は、その部会に属する委員の互選により定める。

5 部会の審議事項は、あらかじめ審議会で定めるものとする。

6 部会の決議は、あらかじめ会長の同意を得て審議会の決議とすることができる。

（庶務）

第5条 審議会の庶務は、健康福祉部医務薬事課において処理する。

（補則）

第6条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、昭和62年6月8日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年2月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年8月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年10月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月 日 から施行する。